

Fight!
Fukushima!

がんばろう
ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り

11月27日発行

Vol.674

さんじょうライフ



皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。

11/16 土

南相馬市HP

「みなみそうまトピックス」から

あかりのファンタジー イルミネーション In おだか 2024 点灯式

11月16日、小高観光協会主催で「あかりのファンタジーイルミネーション in おだか 2024」点灯式が開催されました。



 2ページをご覧ください。

目次

●「みなみそうまトピックス」から

- ・南相馬☆未来絵日記2024表彰式 ----- 2
- ・あかりのファンタジー
イルミネーション In おだか 2024
点灯式 ----- 2
- ・馬と親しむ日 in 南相馬2024 ----- 3
- ・市職員による
フード&日用品ドライブ ----- 3
- ・ひがし地区冬まつり・文化祭 ---- 4

●被災自治体News

- 南相馬市 ----- 5
- 浪江町 ----- 7
- 双葉町 ----- 11

●福島県復興公営住宅入居支援センター

- ・令和6年度第5回
入居者募集のお知らせ ----- 21

11/6 水

南相馬☆未来絵日記2024表彰式

市では、小学5・6年生を対象に、再生可能エネルギーの普及や地球温暖化対策などの環境学習を推進するため、10年先の南相馬市の環境やまちづくりを絵日記で表現する「南相馬☆未来絵日記」の募集を行い、11月6日に中央図書館で表彰式を開催しました。

表彰後、受賞者と市長・教育長との懇談が行われ、アイデアが生まれたきっかけや作品への思いなどを話していました。



11/16 土

あかりのファンタジーイルミネーション
In おだか 2024 点灯式

11月16日、小高観光協会主催で「あかりのファンタジーイルミネーション in おだか 2024」点灯式が開催されました。

オープニングセレモニーでは小高産業技術高等学校吹奏楽部による演奏が行われ、小高観光協会会長半谷氏と門馬市長により点灯のスイッチが押されると、会場は光に包まれ、歓声が上がっていました。

イルミネーションは令和7年1月13日まで行われ、この期間中はさまざまなイベントが行われる予定です。



11/16 土

馬と親しむ日in南相馬2024

11月16日、17日の2日間、南相馬市馬事公苑において、馬と親しむ日in南相馬2024が開催されました。

会場では、馬との触れ合い体験や伝統馬事文化の披露のほか、飲食やグッズ販売コーナーなども設けられ、多くの人々でにぎわっていました。

また、馬場内では、東北地区のジュニア馬術競技大会も開催され、選手たちが練習の成果を披露していました。



11/21 木

市職員によるフード&日用品ドライブ

11月21日、市職員によるフード&日用品ドライブを開催しました。

市職員が家庭で余っている食品や日用品を持ち寄り、南相馬市社会福祉協議会を通じて、食品等の入手が困難な世帯に無料で配付される取り組みです。

当日は、コメや缶詰、日用品などが寄せられました。



11/23 

ひがし地区冬まつり・文化祭

11月23・24日の両日、道の駅南相馬とひがし生涯学習センターを会場とした、ひがし地区冬まつり・文化祭が開催されました。

会場では作品展示や炊き出しなどがふるまわれたほか、屋台なども設けられていました。

両日とも天候に恵まれ、会場は多くの家族連れでにぎわっていました。



みなみそうまチャンネル

南相馬市



電話でのお問合せ

TEL:0244-26-5663

<http://www.minamisoma.tv/channel/>



今週の番組

番組内容 [11/22~11/29]

毎時 00分～ オープニング＆今週の番組

02分～ 2024こども未来ミーティングU18

13分～ 鹿島区小中学校音楽祭 鹿島小学校 バトン部
相馬支援学校

※音楽祭は1時間おきに内容が変わります

22分～ 博物館通信vol.25

34分～ 鹿島区小中学校音楽祭 鹿島中学校 吹奏楽部
上真野小学校 器楽部

※音楽祭は1時間おきに内容が変わります

43分～ 南相馬市いきいき80体操 筋力トレーニングSTEP1

50分～ 水道管の冬支度について 南相馬市水道課

52分～ minamisoma5.0 日常に溶け込んだまち編

58分～ 気をつけろ カードすり替え

59分～ 11月の休日当番医／南相馬市立病院駐車場について／リクエストアワー





南相馬市からのお知らせ

相馬地方広域市町村圏組合からのお知らせ

11月25日HP更新

看護学生を募集します

相馬看護専門学校では、令和7年4月入学の学生を募集します。

【募集人員】看護学科40人(公募推薦・特別推薦、一般1期・2期)

【受験料】2万円

【願書受付】※公募推薦・特別推薦分は終了しました。

試験方法	受験資格	募集人員	願書受付	試験日	試験科目
一般入学 試験 (1期)	高等学校を卒業した者 (令和7年3月卒業見込みの者を含む)または 同等以上の学力があると認められる者	20人 程度	11月22日 ～12月23日	令和7年 1月9日(木)	国語、数学、 英語、面接
一般入学 試験 (2期)		若干名	令和7年 1月31日 ～2月19日	令和7年 2月27日(木)	数学、小論文、 面接

【問い合わせ先】

相馬看護専門学校 総務係
〒976-0006 相馬市石上字南蛸沢344
TEL 0244-37-8118

▶ 相馬看護専門学校ホームページ
<https://soma-kango.jp/>



相馬看護専門学校 令和7年4月入学
学生募集
募集人員 **40名**

試験方法	試験日	試験科目
推薦入学 (公募推薦・特別推薦)	11/7 木	国語、数学、英語、面接
一般入学 (1期)	1/9 木	国語、数学、英語、面接
一般入学 (2期)	2/27 木	数学、小論文、面接

※試験料は各試験ごとに異なります。詳しくは募集要項をご覧ください。

募集要項・受検申込は、相馬看護専門学校で受け付けます。

相馬看護専門学校
〒976-0006 相馬市石上字南蛸沢344
TEL 0244-37-8118
FAX 0244-37-8220
URL <https://soma-kango.jp/>

問い合わせ

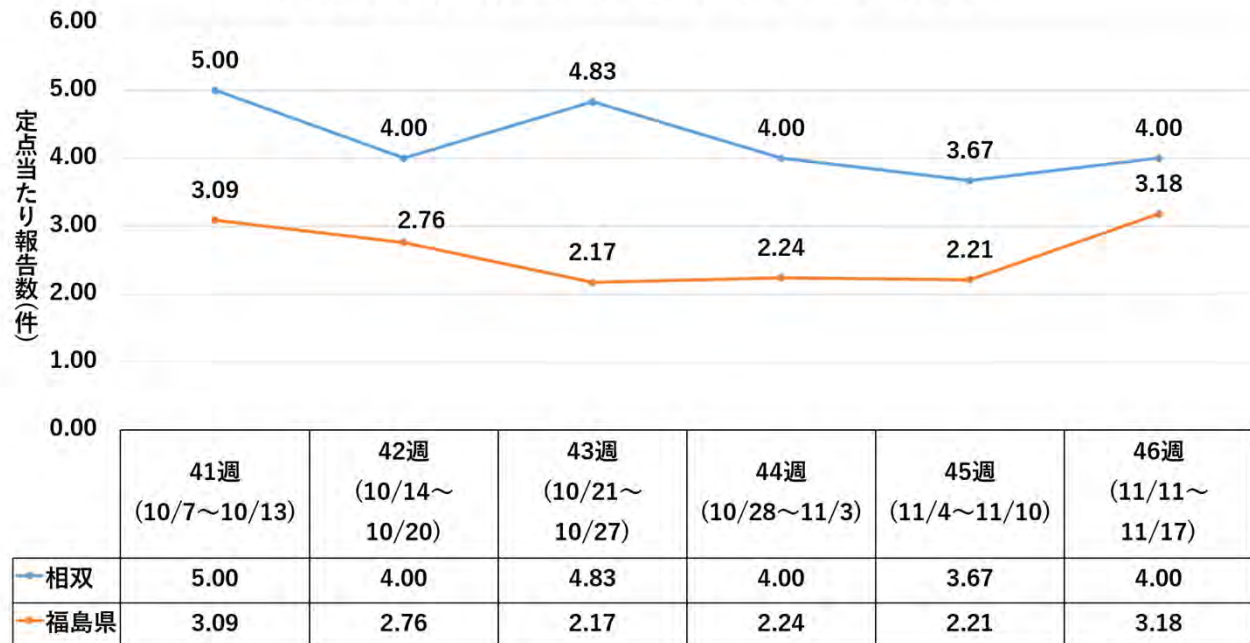
復興企画部 企画課

TEL 0244-24-5358

新型コロナウイルス感染症の発生動向について

11月26日HP更新

新型コロナウイルス感染症発生動向（相双地域・福島県）



定点当たりの報告数については、下記ホームページでご確認ください。

▶ 新型コロナウイルス感染症の発生動向について(福島県ホームページ)

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21045i/covid19-data.html#teiten>



なお、相双保健所管内の市町村は、南相馬市、相馬市、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村の12市町村となります。

感染対策のポイント

感染予防を心がけ体調を整えるようにしましょう。

高齢者や基礎疾患のある方が感染した場合は、重症化するおそれがあります。
感染対策として「マスクの着用を含めた咳エチケット」や「手洗い（手指消毒）」、「換気」等が効果的です。



咳エチケット



マスク着用



手洗い



換気

問い合わせ

健康福祉部 健康づくり課 健康支援係

TEL 0244-23-3680



浪江町からのお知らせ

12月2日以降は、現行の健康保険証の新規発行が終了します

11月25日HP更新

令和6年12月2日に、現行の健康保険証は新たに発行されなくなり、保険証の利用登録がされたマイナンバーカード「マイナ保険証」を基本とする仕組みに移行します。

現在お持ちの健康保険証は、 令和6年12月2日以降も有効期限まで利用できます

浪江町国民健康保険の健康保険証は、有効期限の**令和7年3月31日まで**利用できます。

- ※ 12月2日以降に浪江町国民健康保険への加入や再交付、記載事項の変更があった場合、「**資格確認書**」または「**資格情報のお知らせ**」を発行します。
- ※ 後期高齢者医療制度に移行するなど、一部の方は有効期限が異なります。

マイナ保険証をお持ちでない方は、「資格確認書」が交付されます

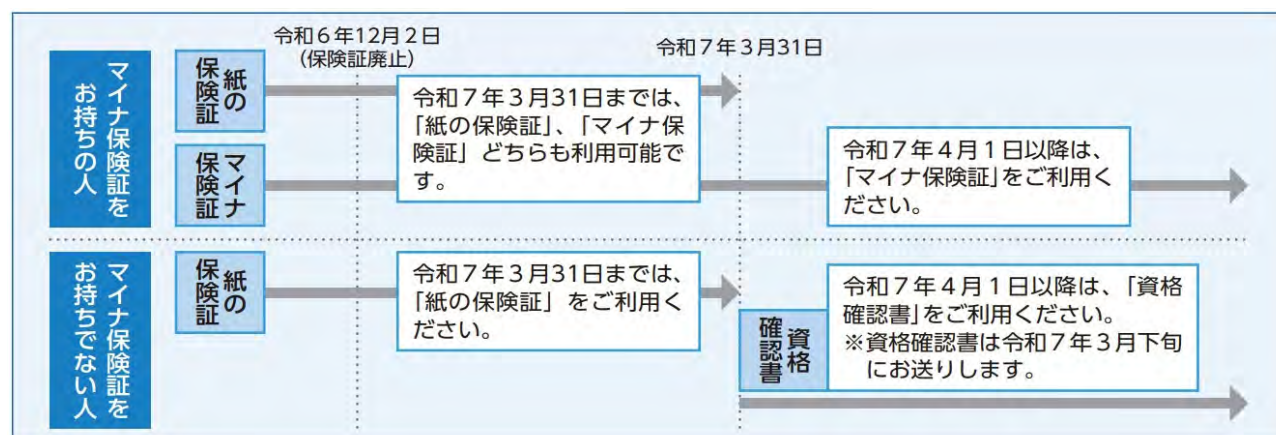
浪江町国民健康保険の被保険者資格の情報などを記載した「資格確認書」を令和7年3月中に交付します。**(申請不要)**

「資格確認書」を医療機関等の窓口で提示することで、引き続き、これまでどおりの医療を受けることができます。

- ※ マイナンバーカードをお持ちの方で、健康保険証の利用登録をしていない方にも、令和7年3月中に「資格確認書」を交付します。

マイナ保険証をお持ちの方は、「資格情報のお知らせ」が交付されます

マイナ保険証をお持ちの方には、浪江町国民健康保険の被保険者資格の情報を簡易に把握できるように、令和7年3月中に「資格情報のお知らせ」を交付します。**(申請不要)**



次ページへ続きます

国民健康保険被保険者に加入者情報のお知らせを送付しました

医療保険のデータベースに登録されている加入者情報(個人番号下4桁を含む)を、世帯主へ特定記録郵便で10月下旬にお知らせしました。

このお知らせは、マイナンバーカードを取得していない方やマイナ保険証の利用登録をしていない方にもお知らせしています。加入者情報(個人番号下4桁を含む)に誤りがないかご確認ください。

マイナ保険証の利用登録の解除申請

浪江町国民健康保険被保険者でマイナ保険証の利用登録の解除を希望する方は、解除申請が必要です。

● 来庁による申請方法

【本人が申請する場合】

1. 申請する方のマイナンバーカード

【代理人が申請する場合】

1. 申請する方のマイナンバーカードの写し
2. 代理人の顔写真付き身分証明書
3. 委任状(委任者欄および委任事項は必ず申請する方が自筆で記入してください)

▶ 委任状[PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/21875.pdf>

(委任事項に「マイナ保険証利用登録の解除申請」と記載してください)



● 郵送による申請方法

1. 記入済みの解除申請書

▶ 解除申請書[PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/21832.pdf>

▶ 記入例[PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/21846.pdf>



2. 申請する方のマイナンバーカードの写し
3. 上記1および2の書類を以下の宛先へ郵送してください。

〒979-1592 浪江町役場健康保険課 国保年金係あて
(住所不要)

次ページへ続きます 

マイナンバーカードの健康保険証についての問い合わせ

マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178

- ◆ 受付時間 ※年末年始を除く。
- | | |
|-----|-----------------|
| 平日 | 午前9時30分～午後8時 |
| 土日祝 | 午前9時30分～午後5時30分 |

問い合わせ

健康保険課 国保年金係

TEL 0240-34-0242

浪江町公式YouTubeチャンネルから

浪江町 若手農業者交流会 2024秋 開催

10月16日(水)、浪江町室原にある「和坐」で、浪江町の若手農家さんたちが一堂に会した交流会が開催されました。

浪江町産の農産物を使った料理を囲みながら、情報交換やお互いが生産した農産物の味や新しい食べ方の提案など、さまざまな話題で盛り上がりました。

▶ <https://youtu.be/0WjqNFtxsg>



十日市祭・やきそばサミットが閉幕しました

浪江町の一大イベント「十日市祭」が11月23、24日に開催され、盛況のうちに幕を閉じました。「やきそばサミット」も同時開催となった今年は、露天市や東北5大焼きそばの販売、歌のステージ、さらに伝統行事「花嫁行列」が繰り広げられるなど、祭りの雰囲気包まれた2日間でした。

また、人気TikTokerの100円娯楽さん、オムライス兄さんもゲスト参加し、TikTokとYouTubeでライブ配信を行うなど、祭りを盛り上げていただきました。





双葉町からのお知らせ

令和6年12月2日以降、健康保険証は新たに発行されなくなります

11月22日HP更新

令和6年12月2日以降、現行の健康保険証は新たに発行されなくなります。その後は、マナバーカードの健康保険証利用(マイナ保険証)を基本とするしくみに移行します。

令和6年12月1日時点でお手元にある保険証は、有効期限までお使いいただけます

12月1日時点で双葉町が発行済みの有効な国民健康保険証は、記載内容に変更がない限り、引き続き有効期限(令和7年3月31日)までお使いいただけます。

※ 国民健康保険以外の保険証に関しては、有効期限が異なる場合があります。

保険証の新規発行終了後について

マイナ保険証をお持ちでなくても資格確認証によりこれまで通り医療にかかれます。

- マイナ保険証をお持ちの方
マイナ保険証をご使用ください。
- マイナ保険証をお持ちでない方
申請不要で、有効期限が切れる前に「資格確認証」をお届けします。

政府広報 厚生労働省 あしたの暮らしをわかりやすく

まだ、マイナ保険証をお持ちでなくても、これまでどおりの医療を、あなたに。

今年の12月2日に、現行の健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行します。切り替えがまだお済みでない方も申請不要で届けられる資格確認証で保険診療を受けられます。ご安心ください。また、今お持ちの保険証は、有効期限まで最大1年間、利用できます。有効期限が切れる場合でも、必要な方には資格確認証が交付されます。

マイナ保険証をお持ちでない方	申請不要で資格確認証をお届けします。
新たに後期高齢者になった方	申請不要で資格確認証をお届けします。 ※来年7月末まで
マイナ保険証での受診が困難な方 (ご高齢の方・障害をお持ちの方など)	申請いただくことで資格確認証をお届けします。

診療履歴に基づいたより良い医療が受けられるなど、便利で安全なマイナ保険証への切り替えをご検討ください。

さらに詳しい情報は
こちらから検索→

政府広報 マイナ保険証

問い合わせ

健康福祉課

TEL 0240-33-0131

令和6年度住宅修繕等支援事業のお知らせ

11月18日HP更新

町では、長期間にわたり維持管理ができず、損壊等の被害が生じた町内の住宅の修繕等に要した経費に対して、予算の範囲内で補助金(対象経費の1/2(上限150万円))を交付します。

※ これまでの「住宅再建支援事業補助金」を改正(上限額の拡充等)しました。

※ 住宅清掃費補助金を受給している場合は、対象経費から差し引くこととします。

▶ 令和6年度住宅清掃費補助事業のお知らせ

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/9771.htm>



補助対象の要件

■対象となる住宅

☐ 避難指示が解除された区域に所在する住宅

※ 公営住宅、民間等の賃貸を目的とする住宅および解体予定の住宅は、**対象外**となります。

※ 上記以外の帰還困難区域に所在する住宅は、**対象外**となります。

※ 補助金の交付は、**1回限り**となります。

■対象となる方

次のいずれにも該当する方が対象です。

☐ 平成23年3月11日時点で双葉町に居住していた方で、居住していた住宅の修繕等を行い、再び居住しようとする方

☐ 補助金交付年度の翌年度から起算して5年間継続して、修繕後の住宅に居住する方

☐ 町税等町徴収金の滞納がない方

☐ 双葉町暴力団排除条例に規定する暴力団員等でない方

☐ この補助金を受給していない方

☐ **被災者生活再建支援金を受給していない方**

※ 令和2年3月4日以降に既に修繕等を行った場合も申請することができますので、ご相談ください。

補助対象となる経費および補助金額

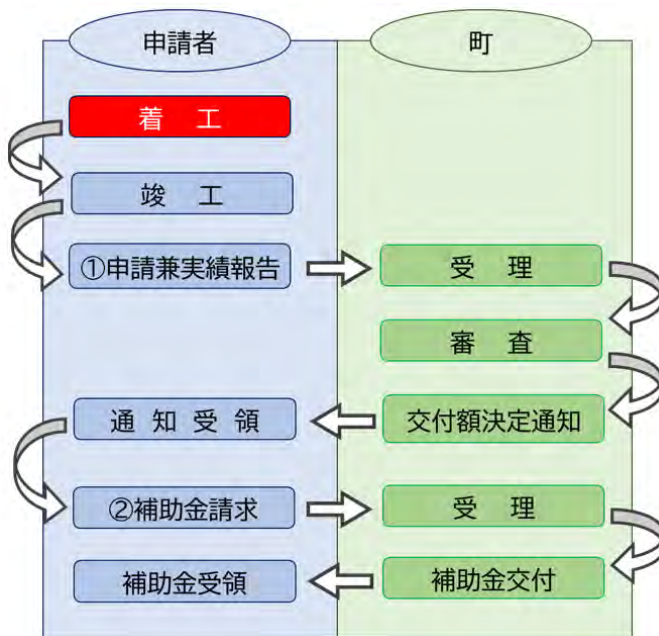
再建業者に依頼して行う住宅の修繕等工事、または自ら行う修繕等工事に要した費用(千円未満切り捨て、対象経費の1/2(上限150万円))

※ 修繕等工事と同時に実施した新築、増築、改築、新規設備の購入等がある場合は、修繕等に係るものに限り、補助対象となります。

次ページへ続きます 

※ 住宅清掃費補助金を既に受給されている場合には、対象経費から支給済み額を差し引いた金額の1/2が、新たな補助金額となります。(上限150万円は変更ありません。)

手続きの流れ



(1) 交付申請書を提出

修繕等の実施・完了後に、所定の様式に必要事項を記入のうえ、必要な書類を添付し、提出してください。

☐ 双葉町住宅修繕等支援事業補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)

※ 令和2年3月4日から令和4年8月30日までの間に、自宅の修繕等に着手し、完了している場合は、次の様式になります。

☐ 双葉町住宅修繕等支援事業補助金(遡及分)申請書兼実績報告書(様式第2号)

<添付書類(様式第1号、様式第2号共通)>

- ☐ 修繕等を実施した住宅の位置図
- ☐ 建物登記簿謄本または所有を証明する書類の写し
- ☐ 修繕等の前後の状況を確認することができる写真
- ☐ 住宅の修繕等に係る費用の内訳が記載されている見積書または契約書等の写し
- ☐ 修繕等工事に係る完成図書
- ☐ 修繕等に要した経費の支払いに係る請求書及び領収書の写し

次ページへ続きます 

- ※ 上記の他に、申請内容の確認に必要な書類の提出を求める場合があります。
- ※ 申請手続き等を業者等に委任することができますので、手続きを委任する場合は委任状(様式第5号)を申請書兼実績報告書に添付して提出してください。
- ※ 申請手続き等を業者等に委任した後に、申請を取りやめた場合や補助金が不交付となった場合などは、手続きを委任した業者から、既に進めていた申請手続きに要した費用相当分(写真撮影代など)の費用を請求される場合がありますので、補助対象となるかどうか不安な場合には事前にご相談ください。

(2) 補助金の交付決定および補助金額の確定

申請内容を審査し、交付するものと認めたときは、「交付決定通知書」を申請者に送付します。

(3) 補助金の交付請求

所定の様式に必要な事項を記入のうえ、必要な書類を添付し、提出してください。

- ☐ 双葉町住宅修繕等支援事業補助金交付請求書(様式第4号)
- ☐ 振込先口座が確認できる預貯金通帳の写し

(4) 補助金の支払い

交付請求書受理後、ご指定の口座に振り込みます。

注意事項

修繕等の実施に当たり、電気および水道を使用する場合は、申請者において使用(再開)手続を行う必要があります。

- 電気・・・東北電力お客様センター  0120-066-774
(受付時間: 平日午前9時～午後5時、祝日、年末年始除く)
- 水道・・・双葉地方水道企業団  0240-25-5323
(受付時間: 平日午前8時30分～午後5時15分、祝日、年末年始除く)

その他 既に「住宅再建支援事業補助金」を受給している方へ

既に「住宅再建支援事業補助金」を受給している方の中で、この度の補助上限額の改正(100万円から150万円)に伴い、例外として、その差額分の交付申請ができる場合があります。

<例>

★ 既に「住宅再建支援事業補助金」を受給している場合で差額が生じるケース

次ページへ続きます 

【改正前】

修繕費400万円×1/2＝200万円と上限額100万円を比較(いずれか低い額)

⇒ 「100万円」をお支払い済



【改正後】 ※住宅修繕等支援事業補助金

修繕費400万円×1/2＝200万円と上限額150万円を比較(いずれか低い額)

⇒ 「150万円」が交付可能額



従って、

150万円－受給額100万円＝「差額分50万円」について交付申請が可能

上記の例が該当するような場合は相談いただき、申請書を提出していただくことになります。

□ 双葉町住宅修繕等支援事業補助金差額交付申請書兼請求書(様式第7号)

申請書様式

■ 様式第1号： 双葉町住宅修繕等支援事業補助金交付申請書兼実績報告書

▶ Word版

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/15529/01.docx>



▶ PDF版

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/15529/01.pdf>



▶ 記入例

https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/15529/01_ex.pdf



■ 様式第2号： 双葉町住宅修繕等支援事業補助金(遡及分)交付 兼 実績報告書

▶ Word版

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/15529/02.docx>



次ページへ続きます

▶ PDF版

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/15529/02.pdf>



▶ 記入例

https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/15529/02_ex.pdf



■ 様式第4号： 双葉町住宅修繕等事業補助金交付請求書

▶ Word版

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/15529/04.docx>



▶ PDF版

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/15529/04.pdf>



▶ 記入例

https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/15529/04_ex.pdf



■ 様式第5号： 委任状

▶ Word版

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/15529/05.docx>



▶ PDF版

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/15529/05.pdf>



▶ 記入例

https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/15529/05_ex.pdf



■ 様式第7号： 双葉町住宅修繕等支援事業補助金差額交付申請書 兼 請求書

▶ Word版

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/15529/07.docx>



次ページへ続きます 

▶ PDF版

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/15529/07.pdf>



▶ 記入例

https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/15529/07_ex.pdf



【書類提出先・問い合わせ先】

〒979-1495 双葉町大字長塚字町西73番地4
双葉町 住民生活課

TEL 0240-33-0126

令和7年度 双葉町職員(社会人経験者)採用候補者試験受験案内

11月27日HP更新

令和7年度 双葉町職員採用候補者試験 受験案内 (令和7年4月1日採用予定)SPI方式

受付期間 11月27日(水)～12月18日(水)

- 書類審査の合格者は、民間企業の採用試験で広く採用されている「SPI3」を使用した筆記試験を受験します。
- SPI3試験は、リクルートが運営する全国のテストセンターで受検が可能です。
- 公務員試験の勉強をしていない方でも、受験いただきやすい試験です。
- 申し込みはメールでも可能です。詳細は「6 受験手続」を参照してください。
- 郵送による申込書提出の場合は、**12月16日(月)までの消印有効**。
- 申込用紙は、双葉町役場総務課(2階事務室)で交付しています(全職種)。
また、申込書はホームページからのダウンロードや郵送による請求も可能です。
郵送での請求方法は、「6.受験手続」を参照してください。
- ※ 申込書の提出先は双葉町役場総務課となります。いわき支所、郡山支所および埼玉支所では受け付けできませんのでご注意ください。

次ページへ続きます 

1. 試験職種と採用予定人員

職種	行政職	土木職 農業土木職	保健師
採用予定人員	若干名	若干名	若干名

2. 受験資格

[共通]民間企業等における職務経験を4年以上有する方、または青年海外協力隊等における活動経験を2年以上有する方(学歴は問いません。)

行政職	昭和54年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者
土木職 農業土木職	昭和54年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者
保健師	昭和54年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者であって、保健師資格免許所有者または令和7年3月までに取得見込みの者

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。

- (1) 日本国籍を有しない者
- (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 人事委員会または公正委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

3. 試験の方法および内容

(1) 第1次試験

試験の方法	試験内容
SPI3-G	・基礎能力検査(言語・非言語)、性格検査 <受験の流れ> (1) リクナビサイト上でテストセンターの予約を行う。 (2) 自宅などで性格適性検査を受検する。 (3) テストセンターで基礎能力検査を受検する。

次ページへ続きます 

(2) 第2次試験

試験の方法	試験内容
論文 個別面接	・公務員としての資質など、職員として求める人物を評価する試験

4. 試験の期日および場所

区分	期日	場所
第1次試験	12月19日～令和7年1月5日	リクルートが運営する全国のテストセンター
第2次試験	日時・場所などの詳細は、第1次試験合格者に通知します。	

5. 合格者の採用

- (1) 合格者は採用候補者名簿に記載され、令和7年4月1日以後欠員が生じた都度採用されます。
(この採用候補者名簿の有効期間は、原則として1年間です。)
- (2) 例えば、令和7年4月1日付けで採用された場合、最低でも令和7年9月30日までの期間は条件附職員として役場の行政事務補助員として業務に就いていただき、適性を判断した後各課に正職員として配属になります。従って、正式採用は令和7年10月1日以後になります。
また、この条件附採用職員の期間に役場職員としてふさわしくないと判断されたときは、正式採用されないことがありますのでご留意願います。

注意 受験者本人ならびに第三者にかかわらず、採用を有利に運ぶ目的をもって便宜を図るための行為をした場合は受験資格を失います。また、採用後この事実が明らかとなった場合は採用が取り消されます。

6. 受験手続

■ 申込用紙の申請

申込用紙は、双葉町役場総務課で交付します。

郵便により申込用紙を請求する場合には、封筒の表に「**職員(社会人経験者)採用試験申込用紙請求**」と朱書きし、**140円切手**を貼った宛先明記の返信用封筒(角形2号:240ミリ×332ミリ)を必ず同封し、双葉町役場総務課へ郵送してください。

注意 いわき支所、郡山支所および埼玉支所での用紙交付および郵便請求による申し込みはできません。

申込用紙は、町ホームページからもダウンロードすることができます。

次ページへ続きます 

【申込用紙】

▶ エントリーシート兼履歴書 [Word]

https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/15557/R7_entry_sheet.docx



▶ 誓約書 [Word]

https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/15557/R7_seiyakusyo.doc



■ 申込方法

申込用紙に必要事項を記入し、双葉町役場総務課へ提出してください。

メールで提出の際はsoumu@town.futaba.fukushima.jpまで、件名に「**職員(社会人経験者)採用試験申込**」と入力、申込用データを添付のうえ送信してください。

※データ容量により送受信ができない場合がありますので、メールで提出の場合は送信後、総務課行政係まで電話で、着信しているかどうかご確認ください(TEL0240-33-0124)。

また、郵送により申込用紙を提出する場合は、封筒の表に「**職員(社会人経験者)採用試験申込**」と朱書きし、添付書類を添えて必ず簡易書留で郵送してください。

■ その他

エントリーシート兼履歴書には、最近6カ月以内に撮影した本人の写真(上半身、脱帽、正面向き、縦6cm×横4.5cm)1枚を写真欄に貼ってください。

7. 試験結果の開示

試験の結果については、個人情報の保護に関する法律第69条第2項第1項の規定により、口頭で請求できます。(SPI3のみの得点は、利用規約に基づき、結果の開示はできません。)

ただし、電話、はがきなどによる請求では開示できません。受験者本人であることを明らかにする顔写真入りの書類(運転免許証、学生証、旅券など)を持参のうえ、受験者本人が直接、双葉町役場総務課へおいでください。

なお、請求できる時間は午前8時30分から午後5時15分まで(土・日、祝日を除く)で、期間は合格発表の日から起算して1カ月以内となっています。

【問い合わせ先】

〒979-1495 双葉郡双葉町大字長塚字町西73番地4
双葉町役場 総務課 行政係

TEL 0240-33-0124



令和6年度第5回 入居者募集のお知らせ (令和7年2月以降入居予定)

■申込期間

11月25日

12月2日(月)～10日(火)※必着

■対象者

Aグループ

平成23年3月11日において、田村市、南相馬市、川俣町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村に住んでいた方で、次に該当する方

- ① 避難指示が継続している区域に住んでいた方(居住制限者)
- ② 避難指示が解除された区域に住んでいた方で、現在、民間賃貸住宅等に住んでいる方
(旧居住制限者)

Bグループ

- ③ 地震・津波被災者で、比較的収入が低く、民間賃貸住宅等に住んでいる方
- ④ 子ども・被災者支援法に定める「支援対象避難者」(平成23年3月11日時点で中通り、浜通りに住んでいた方(上記Aグループに該当する方を除く))で、比較的収入が低く、民間賃貸住宅等に住んでいる方

Cグループ

- ⑤ 比較的収入が低く、民間賃貸住宅等に住んでいる方(県営住宅入居資格者)

■対象住宅

Aグループの方は募集团地一覧表の対象者欄にAと記載された団地(一覧表のすべての団地)、**Bグループ**、**Cグループ**の方は、それぞれB、Cと記載された団地に申し込むことができます。

■注意事項

- ・ 申し込みは第2希望まで可能です。
- ・ 優先住宅(車いす対応住宅も含む)は、集合住宅1階部分の住戸であり、優先世帯(60歳以上の高齢者、障がい者、要介護者を含む世帯)に限り申し込みができます。
- ・ 応募者多数の場合、抽選(当選)の優先順位は次のとおりとします。
 - 第1順位…**Aグループ**の①(居住制限者)
 - 第2順位…**Aグループ**の②(旧居住制限者)
 - 第3順位…**Bグループ**の③(地震・津波被災者)および④(子ども・被災者支援法に定める「支援対象避難者」)
 - 第4順位…**Cグループ**の⑤(県営住宅入居資格者)

次ページへ続きます

- ・入居後の**復興公営住宅間の住み替え**は、世帯人数が増減した場合、身体の機能上の制限を受ける者となった場合、介護が必要となった場合など、一定の理由がある場合に可能ですので、ご相談ください。
- ・補欠として登録されている方も応募できますが、当選した場合は、補欠の権利は無効となりますので、ご了承ください。
- ・ペット可の住戸において室内飼育をした場合、ペットによる室内の汚損や破損の程度により、退去時の修繕費用が高額となる場合がありますのでご注意ください。

■募集団地

所在地	団地名	対象者	建設年度	災害リスク	住戸形態	住宅の種類	間取り	募集戸数
福島市	飯坂	A	H27	-	集合住宅	一般住宅	2LDK	1
							3LDK	1
	北中央	A	H28	内水	集合住宅	優先住宅	2LDK	1
						一般住宅	2LDK	1
	北沢又 (ペット可)	A	H28	-	2戸1棟(2階建て)	一般住宅	2LDK	3
							3LDK	1
	北沢又	A	H28～H30	-	集合住宅	優先住宅	2LDK	2
						一般住宅	3LDK	4
二本松市	根柄山 (ペット可)	A	H28	-	戸建て(平屋) または 2戸1棟(平屋)	一般住宅	2LDK	5
					2戸1棟(2階建て)	一般住宅	3LDK	4
	石倉	A	H28～H29	-	集合住宅	優先住宅	2LDK	2
						一般住宅	3LDK	11
							2LDK	9
						一般住宅	3LDK	35
	若宮	A	H29	-	集合住宅	一般住宅	2LDK	1
							3LDK	2
	表 (ペット可)	A	H29	土砂災害	集合住宅	優先住宅	2LDK	2
						優先住宅(車いす)	3LDK	1
							2LDK	1
						一般住宅	2LDK	3
川俣町	壁沢 (ペット可)	A	H28	-	2戸1棟(平屋)	優先住宅	2LDK	1
					2戸1棟(2階建て)	一般住宅	2LDK	9
							3LDK	12
郡山市	柴宮	A	H26	内水	集合住宅 57号棟	優先住宅	2LDK	1
						一般住宅	3LDK	2
	日和田	A	H26	-	集合住宅	優先住宅	2LDK	1
	富田	A	H26～H27	-	集合住宅 1～3号棟	優先住宅	2LDK	3
						一般住宅	3LDK	4
	八山田	A	H26～H27	-	集合住宅	優先住宅	2LDK	3
						一般住宅	3LDK	3
	東原	A	H26～H27	-	集合住宅 1・2号棟	一般住宅	3LDK	3

次ページへ続きます 

所在地	団地名	対象者			建設年度	災害 リスク	住戸形態	住宅の種類	間取り	募集 戸数
郡山市	安積	A			H27	内水	集合住宅	優先住宅	3LDK	1
								優先住宅(車いす)	3LDK	1
								一般住宅	2LDK	1
	3LDK	2								
	守山駅西 (ペット可)	A	B		H28	-	2戸1棟(平屋)	一般住宅	2LDK	1
2戸1棟(2階建て)							一般住宅	3LDK	7	
三春町	平沢 (ペット可)	A	B	H28	-	戸建て(平屋)	一般住宅	2LDK	2	
						戸建て(2階建て)	一般住宅	3LDK	11	
田村市	石崎北 (ペット可)	A	B		H28	-	2戸1棟(平屋)	一般住宅	2LDK	2
	石崎南 (ペット可)	A	B		H28	-	2戸1棟(2階建て)	一般住宅	3LDK	1
白河市	南湖南 (ペット可)	A	B		H28	-	2戸1棟(平屋)	一般住宅	2LDK	4
会津 若松市	古川町	A	B		H26	洪水	集合住宅	一般住宅	3LDK	1
	年貢町	A	B	C	H27	洪水	集合住宅	優先住宅	2LDK	1
							一般住宅	3LDK	16	
							集合住宅 (メゾネット)	優先住宅	3LDK	1
							一般住宅	2LDK	4	
	白虎 (ペット可)	A			H27～H28	-	戸建て(平屋)	一般住宅	2LDK	1
							戸建て(2階建て)	一般住宅	3LDK	1
	城北 (ペット可)	A	B		H28	-	2戸1棟(平屋)	一般住宅	1LDK	2
							戸建て(平屋)	一般住宅	2LDK	1
							2戸1棟(2階建て)	一般住宅	3LDK	2
南相馬市	北原	A	B	C	H28	-	集合住宅	優先住宅	2LDK	5
								3LDK	10	
								優先住宅(車いす)	3LDK	4
								一般住宅	2LDK	16
	上町	A	B		H28	-	集合住宅	3LDK	21	
								一般住宅	2LDK	1
								3LDK	3	
								優先住宅(車いす)	3LDK	1
								一般住宅	2LDK	7
								3LDK	19	
								一般住宅	2LDK	4
	南町	A	B		H28	-	集合住宅	3LDK	3	
								優先住宅(車いす)	3LDK	1
								一般住宅	2LDK	4
	牛越	A	B	C	H28～H29	-	集合住宅	3LDK	28	
								一般住宅	2LDK	4
								3LDK	46	
西町 (ペット可)	A			H28	洪水	2戸1棟(2階建て)	一般住宅	2LDK	2	
							3LDK	1		
広野町	下北迫 (ペット可)	A	B		H29	-	2戸1棟(平屋)	一般住宅	2LDK	2
							2戸1棟(2階建て)	一般住宅	3LDK	7

次ページへ続きます 

所在地	団地名	対象者			建設年度	災害 リスク	住戸形態	住宅の種類	間取り	募集 戸数
いわき市	湯長谷	A			H27	-	集合住宅	優先住宅	2LDK	1
								一般住宅	3LDK	1
	下神白	A	B		H26	津波	集合住宅	一般住宅	2LDK	7
									3LDK	15
	家ノ前 (ペット可)	A			H27	洪水	戸建て(2階建て)	一般住宅	3LDK	3
	宮沢	A			H28	-	集合住宅	優先住宅	2LDK	2
								一般住宅	2LDK	1
									3LDK	1
	関船	A			H27	-	集合住宅	一般住宅	2LDK	1
	高萩 (ペット可)	A	B	C	H28	洪水	2戸1棟(平屋)	一般住宅	2LDK	3
							戸建て(2階建て) または 2戸1棟(2階建て)	一般住宅	3LDK	12
	四ツ倉	A	B		H29	洪水	集合住宅	優先住宅	2LDK	1
								一般住宅	3LDK	12
	下矢田	A			H29	-	集合住宅	優先住宅	2LDK	2
								一般住宅	2LDK	1
	中原 (ペット可)	A			H28	洪水 津波	集合住宅 1～3号棟	優先住宅	2LDK	2
									3LDK	2
	中原	A			H28～H29	洪水 津波	集合住宅 4～7号棟	優先住宅	2LDK	1
								一般住宅	3LDK	4
									3LDK	1
	勿来酒井 (ペット可)	A			H29	-	戸建て(平屋)	一般住宅	2LDK	1
									3LDK	1
	勿来酒井	A	B		H29	-	集合住宅 2～4号棟	優先住宅	2LDK	1
								一般住宅	3LDK	1
									2LDK	2
									3LDK	2
							集合住宅 (木造長屋) 5・6号棟	優先住宅	2LDK	2
	北好間 (ペット可)	A			H29	洪水	集合住宅 1～3・5・6号棟	優先住宅(車いす)	3LDK	1
								一般住宅	3LDK	2
	北好間	A			H29	洪水	集合住宅 4・7～16号棟	一般住宅	3LDK	6
	泉本谷	A			H29	土砂 災害	集合住宅	優先住宅	2LDK	6
								一般住宅	3LDK	5
									2LDK	1
									3LDK	2
	磐崎	A			H29	洪水	集合住宅	優先住宅	2LDK	1
								一般住宅	3LDK	1
									3LDK	1
									2LDK	1
平赤井	A			H29	洪水	集合住宅	優先住宅	3LDK	3	
							一般住宅	2LDK	1	
計									513	

次ページへ続きます 

■「災害リスク」欄について

「災害リスク」欄は、市町村が定めるハザードマップなどに基づき、県が現時点で把握している情報を記載しています。リスクの程度などは下の表で確認ください。

詳細については、各市町村の防災担当課へお問い合わせください。

管内	団地名	洪水	内水	津波	土砂災害
県北	笹谷		0.2m未満		
	北中央		0.2m未満		
	表				警戒区域
県中	柴宮		0.5m未満		
	安積		0.5m未満		
会津若松	古川町	1m～2m			
	年貢町	0m～0.5m			
相双	西町	0.5m～1.0m未満			
いわき	下神白			1.0m～3.0m未満	
	家ノ前	3.0m未満			
	大原			0.3m未満	
	高萩	3.0m未満			
	四ツ倉	3.0m未満			
	中原	0.5m未満		0.5m～1.0m未満	
	北好間	5.0m～10m未満 ※家屋倒壊等 はん濫想定区域			
	泉本谷				警戒区域
	磐崎	0.5m未満			
	平赤井	5.0m～10m未満			

※「土砂災害」とは、土砂災害警戒区域内にある住戸であること、「津波」とは、津波災害警戒区域内にある住戸であること、「洪水」「内水」とは、ハザードマップにおける浸水想定区域内にある住戸であることをそれぞれ指しています。

■申し込み方法

入居申込書に必要事項を記入のうえ、必要書類を添付して当センターへお送りください。
必要書類は、募集対象者別にそれぞれの入居申込書に記載しています。

【入居申込書の送付先】

〒960-8043 福島市中町8-2 福島県自治会館7階
福島県復興公営住宅入居支援センター

次ページへ続きます 

■入居申込書

入居申込書は、福島県復興公営住宅入居支援センターへ請求するか、ホームページからダウンロードしてください。

▶ 居住制限者用(現在も避難指示が継続している区域に居住していた方) [PDF]

<https://www.npo-junkan.jp/upload/files/%28106%29.pdf>



▶ 旧居住制限者用(避難指示が解除された区域に居住していた方) [PDF]

<https://www.npo-junkan.jp/upload/files/%28101%29.pdf>



▶ 地震・津波被災者用(地震・津波により住宅を失った方) [PDF]

<https://www.npo-junkan.jp/upload/files/%28102%29.pdf>



▶ 支援対象避難者用(平成23年3月11日時点で中通り、浜通り(避難指示が継続している区域を除く)に居住していた方) [PDF]

<https://www.npo-junkan.jp/upload/files/%28103%29.pdf>



▶ 県営住宅入居資格者用(比較的収入が低く、住宅に困窮している方) [PDF]

<https://www.npo-junkan.jp/upload/files/%28107%29.pdf>



お問い合わせ

福島県復興公営住宅入居支援センター

専用ダイヤル

☎024-522-3320

受付時間 8:30~17:15 (土日、祝日を除く)

〒960-8043 福島県福島市中町8-2 福島県自治会館7階

避難先住所等の届け出について

東日本大震災に伴い避難されている方で、次のような場合は、全国避難者情報システム(避難者名簿)に登録されている内容を変更する必要がありますので、ご連絡ください。

- ・ 転居したので住所が変わった(変わる予定である)
- ・ 家族構成が変わった
(子が進学などで転出、帰還した家族がいる など)
- ・ 避難生活が終了した(避難の意思を有しなくなった)

連絡先

三条市 福祉課 福祉・公営住宅係

TEL 0256-34-5405

三条市に避難している 世帯数と人数(2024.11.27現在)

市町村名	世帯数	人数
小高区	13	32
原町区	3	3
南相馬市 計	16	35
浪江町	3	10
双葉町	1	1
郡山市	3	7
合 計	23	53

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号
Tel 0256-34-5511